

○議 事 日 程 (第 1号)

平成30年 6 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 報告第 1 号 平成29年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2 号 平成29年度関ヶ原町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3 号 工事施行協定の変更についての専決処分の報告について
- 日程第 8 承認第 2 号 損害賠償の額の変更についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 3 号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 4 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 承認第 5 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 承認第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 承認第 7 号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 議案第 51 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 52 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 53 号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 54 号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 55 号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 谷 口 輝 男 君 | 2 番 | 室 義 光 君 |
| 3 番 | 子 安 健 司 君 | 4 番 | 松 井 正 樹 君 |

5番 田中由紀子君
7番 澤居久文君
9番 川瀬方彦君

6番 中川武子君
8番 楠達男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	柴田安寛君
教育長	中川敏之君	監理官兼 企画政策課長	吉田和司君
監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君	総務課長	澤頭義幸君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	西村克郎君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	澤孝一君
産業建設課長	吉森明博君	水道環境課長	岩田英明君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	奥地徹也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	中尾浩一
書記	岡村加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番 田中由紀子君、6番 中川武子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成30年2月分から平成30年4月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようでございますので、これで諸般の報告を終わります。

日程第4 委員会報告

○議長（子安健司君） 日程第4、委員会報告を行います。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長 松井正樹君。

○議会改革特別委員会委員長（松井正樹君） お許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る平成30年5月14日月曜日午前9時より、役場委員会室において8名の委員全員の出席に

より開催をいたしました。

職務のための出席者は、子安議長、山田議会事務局長、岡村書紀で、傍聴者はありませんでした。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

本委員会で協議した事項は、議会機能の充実強化、議会運営の効率化についての調査、検討であります。

委員会において、常任委員会の構成について協議し、総務民生常任委員会、産業建設常任委員会の定数をそれぞれ8名とし、委員長、副委員長をそれぞれ置くことを全会一致で決定いたしました。その他、議会運営委員会の構成や議会運営について委員より意見が出され、これらについて引き続き調査、検討していくため、7月19日午前9時半より議会特別委員会を開催することとし、議会改革特別委員会を終了いたしました。閉会は午前10時12分でした。

以上、簡単ではありますが、委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等ございましたら、ほかの出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第5、報告第1号 平成29年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第1号 平成29年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算に定めました繰越明許費の公共土木施設災害復旧事業に係る歳出予算の経費を平成30年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 失礼します。

議案の2ページをお願いいたします。

報告第1号 平成29年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費1件であります。

昨年の台風21号で被災した玉地内の町道小池・玉線道路災害復旧工事の工事1件について、昨年の12月議会において設定させていただきました繰越明許費限度額1億1,000万円を翌年度に繰り越しいたしましたので御報告させていただきます。

財源の内訳につきましては、国庫補助金が4,653万4,000円で、地方債が6,330万円、一般財源が16万6,000円となっております。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号の報告を終わります。

日程第6 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第6、報告第2号 平成29年度関ヶ原町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第2号の事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算に定めました報告第1号と同じ公共土木施設災害復旧事業に係る歳出予算の経費につきまして、用地買収に伴います境界の確定に不測の期間を要し、用地の取得が遅延いたしましたので、関連する経費を平成30年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 議案の4ページをお願いいたします。

報告第2号 平成29年度関ヶ原町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

今回報告いたします事業につきましては、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の1件でございます。

翌年度繰越額としましては、479万3,903円を計上してございます。繰越額の内訳としまして、公共土木災害復旧費業務委託費で、用地取得のための境界確定、また地籍測量等、また所有権移転登記委託料としまして299万5,903円と、関連予算としまして支出負担行為予定額の179万8,000円の内訳としまして、役務費の登記手数料27万円、公有財産購入費の土地購入費として

125万5,000円、補償補填及び賠償金の立木補償費としまして27万3,000円で、繰越額が479万3,903円となっております。財源内訳は全て一般財源でございます。

繰り越しの理由といたしまして、繰越計算書の説明欄に記載しておりますが、既に平成30年3月7日付にて工事請負契約締結済みである町道小池・玉線道路災害復旧工事に係る用地の境界確定について、地権者との現地確認により境界確定後、工事施設に係る部分において用地取得契約及び補償物件移転契約を締結し、分筆登記についても年度内完了の予定で進めておりました。しかしながら、用地取得に係る筆境界の確定において、県管理である砂防施設及び河川がありまして、県管理である既存の砂防施設や河川との隣接する官民境界を確定させるまでに不測の期間を要したことによりまして、年度内の用地取得や分筆登記が困難となったため事故繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして報告させていただくものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） 1つだけお願いします。

用地買収の場所と地権者の件数だけちょっとお願いします。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 現在、災害復旧工事を進めております箇所ですが、今の玉集落センターから下流部の滝の川にかかる町道部分ですが、その災害復旧に係る部分として用地買収という形で、地権者の方は4名見えます。既に一応測量のほうは終わってございまして、用地買収の契約、また物件移転の契約のほうも5月25日に完了しておるということでございます。よろしくお願ひいたします。

〔「場所」の声あり〕

用地買収の箇所は、今の町道をまたぎまして上流側と下流側ということで、上流側、地権者2名、下流側、地権者2名という形で、上流側は一部地権者が重複する方が見えますが、全部で4名という形でお願ひしてございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません。

報告ですので、事後ということで、詳細についてはとやかく申しませんが、一言、ちょっと気になりますので、質疑ではないかわかりませんが、ちょっと言わせていただきたいと思います。

事故繰越につきましては、議案にありますように地方自治法第220条第3項に規定してあります。これは解説があると思うんですけど、第3項には、繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用できると。注意書きには、事故繰越は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、繰越明許費は予算の内容として議会の議決を要し、具体的に支出負担行為がなされていなくても繰り越すことができるのに対し、事故繰越は予算執行の段階において長の権限だけにおいて行うものであり、具体的に支出負担行為が行われているものであるということを法律がうたっております。

この事故繰越というのは、全く予想していなかったが、たまたま避けることができない事故、風水害等のために年度内に終わらない場合に行うもので、そんな事故がたくさんあるわけではないと思うんですね。ほとんどないかと思います。説明にある境界に、先ほども説明がありましたように、不測の期間を要し、用地の取得が遅延したためとありますが、これは事故ですか。事故として簡単に容易に物事を進めるために処理するんじゃなくて、ほかに事業処理方法があったのではないかと私は思われますし、報告で後戻りできないこともあり、今後こういう法律とかルールに基づいて、やっぱり守って進めていただきたいと、内容についてはそう言いませんけど、思います。これはあかんというわけではない、報告で、今後注意していただきたいということで、質疑にならないので、町長に一つの見解ぐらい聞きたいなと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁は必要ですね。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいまの御指摘のとおり、事故繰越の場合については、原則支出負担行為は済んだものについてやむを得ない事情がある場合というのが該当すると、それは原則だというような理解はいたしております。今回の場合、その不測の事故というのが、当初は設計上した場合にどれだけの区域がかかるかというのはわかるわけでございますけれども、実際、現地の境界の部分の立ち会いがなかなか整わなかったということで、これは当初の想定ではもっと早くできるというふうに思っていたところでございます。そんなことで、原則をちょっと曲がっておるかもしれませんが、不測の事故ということで処理をさせていただきました。その点、今後は適正なといいますか、今も御指摘がありましたように、もっとほかの方法というのがあったかと言われますが、そこら辺はもうちょっと吟味して取り組みを進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 先ほど関連と言われましたけれども、これ例にありますように工事とかそういうものが竣工できないことに関して、いわゆる竣工経費とか事務経費がどうしても必要

という場合のみの、いわゆる事故繰越に付随する経費という意味であって、これは別個のものということだけを認識しておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁は求められますか。

○1番（谷口輝男君） いいです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第2号の報告を終わります。

日程第7 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第7、報告第3号 工事施行協定の変更についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第3号の工事施行協定の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

東海道新幹線跨線橋の自害峯跨線橋及び滝脇跨線橋の耐震補強工事におきまして、事業費の精算に伴い、協定額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

日程第8 承認第2号及び日程第9 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、承認第2号 損害賠償の額の変更についての専決処分の承認を求めることについて及び日程第9、承認第3号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 損害賠償の額の変更についての専決処分の承認を求めることについてと、承認第3号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては関連がございますので、一括上程し、御説明申し上げます。

平成30年3月議会定例会議案第2号にて議決をいただきました損害賠償の額について、その後、消費税が課税対象外になること、また引き上げ費用が変更されたことに伴い損害賠償の額の減額変更を行い、また額の変更に伴い、平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）におきまして、補償補填及び賠償金23万2,000円を減額する補正予算をそれぞれ専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより承認第2号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、平成30年3月31日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 失礼します。

承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて詳細説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律その他により、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

今回の税条例の改正は、2条立てとしておきまして、主な改正点としまして、第1条は、法人の町民税について、内国法人の外国関係会社等の課税の申告納付の規定の追加等、固定資産税につきまして、いわゆるわがまち特例の追加及び割合の変更、劇場等の実演芸術公演施設の税額の減額措置、特別土地保有税について課税の延長等でございます。

第2条につきましては、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定による固定資産税の軽減措置でございます。

議案説明資料をごらんください。

新旧対照表の第1条関係でございますが、5ページをお願いいたします。

法人の町民税についてですが、税条例の第32条の6、法人の町民税の申告納付につきましては、内国法人が租税特別措置法に規定する外国関係会社との二重課税の控除におきまして、国税から控除し切れなかった額を法人の町民税の法人税割額から控除することの規定及び本改正に伴う引用条項、その他所要の改正でございます。

続きまして、7ページをよろしくお願ひいたします。

税条例の第33条の2 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、納期限の延長の場合、申告した後に減額更正がなされ、その後さらに増額更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限内に納付がされていた部分につきましては、その納付がされていた期間を控除して計算することの規定及び本改正に伴う引用条項、その他所要の改正でございます。

続きまして固定資産税についてですが、12ページをお願ひいたします。

税条例附則の第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例による同税の課税標準額を地方税法の範囲内で軽減することを定めるものでございますが、第1項は、水質汚濁防止法の規定する特定施設または指定地域特定施設について、その乗ずる割合を3分の1から2分の1に改正するものでございます。

改正前の第3項は、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設について、期間満了による適用の廃止をするものでございます。

改正前の第5項である改正後の第4項は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設について、その乗ずる割合を3分の2から4分の3に改正をするものでございます。

改正後の第7項から第11項までは、指定避難施設または協定避難施設について追加及び引用条項の改正でございます。

改正後の第14項から、次の13ページの第21項につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備についての追加及び引用条項の改正を規定するものでございます。

条例附則第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、ちょっと飛びまして16ページをお願ひいたします。

第12項につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に規定する利便性向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設に係る固定資産税額につきましては、改修後の2年度につき、原則として3分の1相当額を減額する規定及び本改正に伴う引用条項、その他所要の改正でございます。

続きまして17ページをお願ひいたします。

条例附則第10条、改正前の見出しは、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義、条例附則第10条の2、改正前の見出しは、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例、次の18ページをお願ひします。条例附則第11条、改正前の見出しは、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例、及び20ページの条例附則第12条、改正前の見出しが、農地に対して課

する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例については、従来から固定資産税の課税の特例につきまして、平成29年度までの規定であった適用期限を平成32年度までの3年度延長する規定及び本改正に伴う引用条項、その他の所要の改正でございます。

続きまして特別土地保有税についてですが、同じく20ページの税条例附則第14条、特別土地保有税の課税の特例につきましても、従来からの特別土地保有税の課税の特例につきまして、平成29年度までの規定であった適用期限を平成32年度までの3年度延長する規定及び本改正に伴う引用条項、その他所要の改正でございます。

なお、以上御説明させていただきましたもののほかに、個人の町民税を加えた税目について引用条項その他所要の改正の規定をしております。

以上が改正文の第1条に規定するものでございまして、施行日は平成30年4月1日でございます。

続きまして、改正文の2条につきまして御説明をさせていただきます。

23ページでございます。

改正文の第1条でもありました税条例附則の第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例による同税の課税標準額を地方税法の範囲内で減額することを定めるものであり、改正後の第26項は、生産性向上特別措置法による機械装置等について、その乗ずる割合をゼロとする規定でございます。

なお、施行日は、同法生産性向上特別措置法の施行日としておりますが、昨日の6月6日に施行がされました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、承認第5号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第5号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成30年4月4日、町内を循環しておりますふれあいバス運転運行中におきまして、診療所駐車場から町道へ左折する際、左後部側面が構造物に接触し、車両が損傷いたしましたので、運行上早急に対応するため修繕料35万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,115万1,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第12 承認第6号及び日程第13 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、承認第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の承認を求めることについて及び日程第13、承認第7号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを、関連がありますので一括

議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の承認を求めることについてと、承認第7号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、関連がございますので、一括上程し、御説明申し上げます。

平成30年3月8日、国保保健福祉総合施設やすらぎの施設利用者の方の自宅にて、送迎車両より降車中に職員が足を滑らせたことにより、職員とともに利用者の方も転倒され、負傷されました。平成30年4月18日に示談が成立いたしましたので、損害賠償の額を定め、あわせて平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計にて補償補填及び賠償金1万3,000円を追加する補正予算を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより承認第6号の質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 足を滑らせた原因を教えてくださいのと、私も実は骨を折ったときには、なぜ滑ってしまったのか、なぜ骨を折ってしまったのかということをごい考えて、その対策をとりました。今回どのぐらいのけがだったのか、ちょっとその辺も教えてくださいんですが、やっぱり再発防止ということで、対策をどのようにとられているのかを伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 失礼いたします。

原因といたしましては、乗りおりする場所がちょっと急な坂であったことと、その日がちょっと雨が降っていたということで、それで足が滑ったということでございます。

傷害の程度なんですけど、当日関ヶ原診療所のほうに確認して、特に異常はないという形で伺ったんですけど、月曜日でしたかね、ちょっと胸の痛みがあるということで、元かかりつけ医の整形外科のほうに受診されまして、左の肋骨のほうにひびが入った骨折ということで、その後2度ぐらい受診をされているというところです。

その後の対応につきましては、送迎については、自宅前にてケアマネを含め家族と確認、急な坂であるため、少し離れるところにあるが平地としての送迎としていくということ、また運転手とともに介助をし合い、声をかけ合い、安全な方法を考え、お互い確認を行いながら対応

することとしております。

御迷惑をかけて申しわけありません。よろしく申し上げます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） ちょっと関連なんですけど、送迎の場合、今、運転手さんと職員がもう一人ついて送迎に行ってみえるんですよね。今言われるように、やはり高齢者に対する配慮という部分で、必ず今の運転手さんのほうにも御協力を願って、安全確認をしながら搭乗していただくというのは大原則なんですけど、雨降り等で足を滑らせてという部分のことで、そういう対策にかかわる部分の職員用のシューズというのも実はあるはずなんです。そういうものを今後利用方法というのの検討をしていただきたいということと、さらに、ひびが入って行っているという部分で、この1万2,980円が本当に妥当な示談金であったのかどうか、何を根拠にこの金額になったのかという部分でちょっと御説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 済みません。

滑りどめのシューズについては御検討させていただきます。御指摘ありがとうございます。

1万2,980円ですかね、その分に関しては、利用者の方の保険を使ってという形なので、1割負担に関して4日分という形での合計になっております。医療保険を使ったということでございますので御了解ください。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 治療費は実費、これは意味がわかります。意味はわかります。通常、御迷惑をかけて、ひびが入って、コルセットをしている期間というのも治療期間なんです。通常で考えれば、そういうところの配慮が何でなかったのかなと思って。保険業法上から考えると、言わないのかなあ、どうかなあと思ひまして、伺います。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 損害賠償の件につきましては、総務課のほうで担当していただきまして、私のほうとしては、済みません、金額のほうですね、治療費の金額がそれに達していないということで、そういう慰謝料的なものはないという形で伺っております。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

実際この金額につきましては、当事者の方の治療費代相当分というようなことなんですけど、御家族の方との御協議をさせていただいた中で、治療費だけの賠償金というようなことで御

了解をいただけたというようなことでございますので、今回につきましては医療費相当分というように御理解をいただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 職員がともに書いてあるんですけど、職員はどうだったんですかというだけ聞きたいです。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 失礼いたします。

職員のほうは、左腕の打撲及び両下肢に数カ所の外傷がありまして、一応労災適用という形で受診を1日されております。以上でございます。

一応、現在良好のほうへ向かっております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第51号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が公布、施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼いたします。

議案第51号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今もございましたように、今回の改正につきましては、本条例のもととなります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、国の省令でございますが、この一部改正が行われ、公布されましたので、同様に本町の条例を改正するものでございます。

内容につきましては、議案資料の24ページからごらんください。

まず24ページでございますが、第5条第5項についてでございます。この後出てまいります第7条に2項を追加する改正を行いますので、それに伴い改正を行うものでございます。

第6条第1号につきましては、語句の訂正でございます。

次に、第7条についてでございますが、この条においては、家庭的保育事業者等について保育所、幼稚園、認定こども園のどれかである連携施設を確保することの義務を規定しておりますが、今回の改正によりまして代替の保育に係る連携施設の確保義務が緩和されまして、その内容を25ページのように第2項及び第3項として規定しております。この内容は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であり、第2項第1号と第2号の両要件を満たす場合は、小規模保育事業A型事業者等もしくは小規模保育事業A型事業者等と同等と認められる者の確保にかえられるということを規定したものでございます。

次の26ページでございます。

第17条でございますが、食事の提供の特例として、第1項各号の要件を満たす場合は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を第2項各号の搬入施設において調理し、搬入する方法によることができるとしておりますが、今回の改正によりまして、家庭的保育者の居宅で保育を提供している者については、その搬入施設として保育所等から調理業務を委託している事業者であって、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面、乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができるというものであればよいということを追加しまして、第2項に第4号として規定するものでございます。

次の第29条第7号と第44条第8号につきましては、もともとが号のさらに下の区分を表すものでありましたので、そのような表現に訂正するものでございます。

続きまして27ページの第46条でございますが、第5条第5項の改正と同内容でございます。

次に、附則の第1条でございますが、略称規定の追加をするものでございます。

附則の第2条の27ページ部分につきましても、第2項を追加することに伴いまして略称規定を追加するものでございます。

28ページにつきましては、附則の第2条第1項に該当する事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している者について、自園調理に関する規定の適用を5年ではなく10年間猶予するということで規定するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第52号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、人事異動等に伴う人件費601万円、保育園臨時職員経費539万1,000円、関ヶ原古戦場公衆トイレ整備工事設計委託料198万8,000円など1,658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,773万6,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部の主なものにつきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますが、給与、職員手当、共済費などの人件費につきましては省略をさせていただきますのでよろしく

お願いいたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第52号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算にそれぞれ1,658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,773万6,000円とするものでございます。

まず歳出のほうから御説明申し上げます。

議案書の43ページをよろしくお願いいたします。

総務費、総務管理費の財産管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、社会保障・税番号制度におきまして情報連携に伴います項目が追加をされましたので、この情報連携自体が本年7月からの連携に対応をいたしたくシステム改修が必要となりました。それに伴いますシステム改修委託料10万7,000円を補正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 続きまして企画費ですが、当初予算におきまして、古戦場を活用した移住定住促進事業を県の10分の10の補助金で予定をしておりましたが、事業採択が受けられないということになりましたので減額をさせていただくものでございます。

なお、後ほど商工費のほうにおきまして、この補助事業を活用した歴史観光イベントを実施することとしております。よろしく願いをいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく43ページの生活安全対策費でございます。

こちらのほう、備品購入費の自主防災組織貸与ヘルメットでございますが、現在、各地域で自主防災組織には積極的に取り組まれておるといような状況でございます。昨年度におきましては1つの地域が設立され、また今年度におきましては、2つの組織が今現在立ち上がろうというようなことで御相談を受けている状況でございます。関ヶ原町におきましては、関ヶ原町防災ヘルメット貸与規定に基づきまして、自主防災組織に対しまして防災ヘルメットを無償で貸与しておるところでございます。今後、地元の方、また組織へ迅速に対応できるよう現在の在庫分を考慮し、不足見込み分であります200個で42万2,000円を補正させていただくものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 44ページをよろしくお願いいたします。

民生費でございます。

児童福祉費の児童福祉総務費、臨時職員社会保険料及びその次の臨時職員賃金でございますが、2名の保育士がこの6月の途中から産休に入り、そのまま引き続き育児休業となりますので

で、その対応としましてフルタイム勤務の臨時保育士2名分と、時間外保育や一時預かり事業等も実施する西保育園に、特に忙しくなる午前中に勤務をしてもらいますパート保育士1名分の計3名分として社会保険料62万8,000円と、賃金476万3,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に児童福祉施設費の委託料でございますが、東保育園の職員室西側廊下の床、フローリング部分でございますが、ここの部分にシロアリが発生いたしまして、駆除の必要がございますので、その委託料18万8,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の使用料及び賃借料と工事請負費でございますが、本年度、東保育園の職員数が増加しましたことによりまして、職員用駐車場が2台から3台分不足いたしております。そこで、現在の駐車場と同一敷地でお借りしていない部分の土地がございますので、そこを新たに職員用駐車場用地として追加してお借りをいたしまして、またそこを碎石敷きとさせていただきたいと思っておりますので、その本年度分の賃借料1万7,000円と工事代18万9,000円を補正させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○産業建設課長（吉森明博君） 46ページをお願いいたします。

農林水産業費、林業費、林道費の負担金補助及び交付金の町単林道事業補助金50万円の増につきましては、今後2件の申請見込みが予定されておりますので、現行の予算額が不足しておりますので、補助限度額25万円の2件分を補正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費、観光費、委託料、歴史観光イベント事業委託料150万円でございます。企画費からの振りかえ分です。内容は観光色を強めて行うものでありますが、今年度、県が設置予定のサイクリングコースを使い、サイクリングモニターツアーを垂井町と共催で行っていききたいというふうに思っております。両町の史跡をめぐるツアーを10月下旬に開催する予定をしております。

続きまして、商工費、観光施設整備費、委託料、関ヶ原古戦場公衆トイレ整備設計業務198万8,000円でございます。現在、町内の公衆トイレは全てが和式であり、町民、観光客両方にとって使いやすい環境にないことは明白であります。近年のトイレ事情を鑑みると、早急な対応が必要であるというふうに考えております。洋式化への改修予定といたしまして、ふれあい広場公衆トイレや西田運動公園公衆トイレなど5カ所を洋式化、大谷公衆トイレを新設撤去、東首塚公衆トイレを撤去、これらの調査・設計費用でございます。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

47ページの最後のところからでございます。

教育費、教育総務費、事務局費のところ、めくっていただきまして負担金補助及び交付金のうち、県・西濃・郡・町教頭会負担金2万3,000円の補正につきましては、関ヶ原中学校の

教頭が4月より1名増員の2名体制となりましたので、それに伴う不足分でございます。

次に教育費、小学校費、学校管理費の負担金補助及び交付金21万2,000円につきましては、岐阜県のふるさと教育研修としての全額補助をいただける事業が採択をされました。そのため追加で、関小及び今須小の4年生が美濃和紙会館で紙すき体験授業などを実施するということになりました。そのための費用でございます。

続きまして、社会教育費の公民館費の共済費27万5,000円につきましては、申しわけございません、臨時職員1名分の社会保険料の計上漏れ分でございます。

ふれあいセンター管理費、委託料の98万4,000円の補正額につきましては、ふれあいセンターの広場につきまして、芝生の劣化や雑草がひどい状態になっておりますが、町内のほかの施設の芝生の管理を委託している業者に調べていただきましたところ、3年という期間が必要にはなるものの芝生広場としての再生ができるという診断でございました。

2020年に関ヶ原ビジターセンターがオープンいたしますが、本館前には芝生広場が整備される予定でございます。また、陣場野公園でも現在非常にきれいな状態で芝生管理をしている状態でございますので、それにあわせて本年度より計画的に草取り及び芝生の管理を一体的に委託させていただくものでございます。

49ページをよろしくお願いいたします。

教育費、保健体育費、保健体育総務費の負担金補助及び交付金3万円の補正額につきましては、中学校における部活動を補完しながら活動していただいております地域クラブの助成金のうち、今須地区のバレーボールクラブに対しまして当初予算計上後に助成をさせていただくということになりましたので、追加させていただくものでございます。

町民体育館費の備品購入費24万9,000円につきましては、スポーツ少年団の要請を受けてのものでございまして、バレーボールのコートの支柱が旧式のもので、ピンを穴に入れて行う高さ調整のものでございますが、指を挟む事故が全国で多発しているというようなことでございます。それをギア式のものなどに変更させていただくものという改善を行うものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、戻っていただきまして42ページをよろしくお願いいたします。

県支出金の県補助金ですが、これは総務費補助金から商工費補助金への組み替えをさせていただくものでございます。

委託金ですが、教育費委託金、小中学校費委託金として21万2,000円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,637万3,000円を充当させていただきます。

以上が今回の一般会計の補正予算の歳入歳出の概要でございます。よろしく御審議いただき

ますようお願いします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 43ページをお願いします。

社会保障・税番号制度対応システムの委託料ですが、項目が追加されたということですが、どんな項目が追加されたのかを教えてくださいたいのと、それから44ページの保育園の駐車場の件なんです、職員の方がふえたということで駐車場もふやすというのはよくわかるんですけども、保護者の駐車場がないという点では、そういう声を聞かれているのかどうかということと、何か対策をとられるかどうかということをお伺いしたいと思います。とりあえずこの2点だけ。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず1点目でございます。御質問がありました税番号制度システム改修の情報連携活性化というようなことでの御質問でございますが、追加項目は課税情報が追加になったというようなことでございます。以上です。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

東保育園の保護者の送迎用の駐車場でございます。

これにつきましては、課題としてはずっと東保育園のほうの課題ということでなっておりますが、いろいろ土地等を探しておるといふ部分もございますが、やはりなかなか場所がどうしても通学路に面しているということと、西保育園の場合は国道から比較的近い、たまたま国道から入れるような宅地があったということで、簡単に言ったらあれなんです、見つかったんですが、東保育園の場合は、やはりなかなか国道のほうから入ってくるような場所がないということと、裏側も基本的に農地になっておりますので、農地をお借りするにしても、またそれを転用していつまで借りるかというような話にも今後なってくる可能性もございますので、その辺も含めて、現地も何回かちょっと見させていただいたり、地図とか見て所有者とかも確認しておるんですが、済みません、今の段階ではちょっとなかなか適当な土地がまだ見つかっていないという状況でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 済みません。

44ページ、先ほどの民生費の中の臨時職員社会保険料、臨時職員賃金というところなんです

が、6月から産休に保育士の方が入られるということで、臨時さんを入れるということになっているんですが、この臨時さんのほうのめどがたっているのかいないのかお聞きしたい。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） めどといいますか、フルタイム2名とパート1名というのは入れる状態にはなっております。というか、実際には引き継ぎ等もございますので、若干早く、今園のほうで練習を兼ねながら入っていただいているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません。

また細かい話で申しわけないですけど、人件費に関しては余り言いたくないんですけども、先ほど提案説明で人事異動に関してと言われたんですけども、今の時点で人事異動をやる補正は大きく変わった部分をやるんじゃないかなと思うんですけど、何か何万円とか何千円とか細かな補正が、何かそのわけとか何かあるのでしょうか。6月のこの時点でこんな細かいことをやらないかんという理由があったんでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 人件費の関係でございます。

まず、当然職員の人事異動等、また会計も一般会計と各特別会計とございます。今定例会におきまして補正予算をお願いさせていただきますのは、人件費以外の補正項目がある会計につきまして、今回人件費も合わせて補正をさせていただいているというような状況で御理解をいただきたいと思っております。

また、非常に細かいのではないかとというような御指摘もございましたが、たしか以前議会のほうで御指摘をいただきまして、従来は足らずまいのみの補正をさせていただいていたような記憶がございますが、なるべく精査ができる範囲において精査をし、補正をしたほうが良いというようなたしか御指摘もあったと思っております。したがって、今回、人件費以外にも補正項目がある会計につきまして補正をさせていただいているというような状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ございますか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 46ページをお願いいたします。

歴史観光イベント事業委託料ということで150万円がこちらに移ったわけですが、一番最初、当初予算では、婚活事業でやるというふうに聞いていたんですが、こっちに移ったことによって何か変わるのか、やり方が変わるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいのと、あとその下で

すね、和式を洋式化するというので5カ所、それからちょっと聞き漏らしたんですけど、首塚は撤去、あと撤去するところはあるんでしょうか。トイレがあるというのは非常に女性としてはありがたいし大事だと思うので、撤去する必要があるのかどうか疑問なんですけど、それは最終決定なのか、史跡ガイドさんによく意見を聞かれたのかどうか確認したいと思います。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今回のこの150万円の補助金につきましてですが、もとの婚活事業で県のほうで精査をいただいたところ、これでは採択にならないということで、内容を変えて再度私どものほうから提案をさせていただいたものです。もともとはその婚活事業が中心だったんですが、今度はサイクリングコースの実証実験等を行って、モニターツアーを行うというような内容ですといいというお話をいただきましたので、この内容で進めるものでございます。

トイレ整備につきまして、これは調査・設計するもので、最終決定ではないんですが、一応、大谷の公衆トイレが、東海自然歩道沿いにある公衆トイレがかなり老朽化しておりますので、それを撤去し、より便のいいところに持っていけないかという検証をさせていただきたいと思っておりますし、東首塚の公衆トイレにつきまして調査し、必要であれば残し、必要でなければ撤去するという方針でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） サイクリングの実証と実験ということは、当初の婚活の目的というのは全く排除されたのか、あくまでもサイクリングを通して婚活を進めていくのか、その辺ちょっと確認したいと思いますし、やっぱりトイレについてはもう少しいろんな方の意見を聞いていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 婚活的な内容は、排除していく、廃止というか、なくなっていくという形で、このイベントは実施していきたいというふうに思っております。

トイレについては、いろんな方の意見を聞いて検討していきたいと思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより暫時休憩といたします。10時20分まででお願いいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長（子安健司君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第53号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

歳出に、人事異動や看護師1名増に伴う人件費関係等646万4,000円、また臨時職員経費203万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,009万5,000円とする平成30年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません。もう5月末過ぎましたので、繰越金の金額を教えてください。

○議長（子安健司君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 一応、出納閉鎖終わりましたが、議会の認定を受けておりませんので、詳しい数字は差し控えさせていただきますが、約2,100万円でございます。

○議長（子安健司君） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第54号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明申し上げます。

歳入におきまして、公共下水道事業交付金の減額に伴い下水道事業債へ同額の760万円を組み替え、また歳出では、人事異動に伴う人件費で12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ4億2,342万7,000円とする平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第55号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第55号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号について御説明申し上げます。

収益的支出におきまして、人事異動に伴う人件費の減額と電気設備の修繕料の追加、合わせて237万5,000円を追加する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） 失礼します。

議案第55号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細を説明させていただきます。

議案の62ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費258万2,000円でございます。内訳としまして、藤古川浄水場の高速凝集沈殿装置の配管が漏水により修繕をしたもの、そして高圧受電盤の修繕、こちらにつきましては真空遮断器の故障による修繕でございます。これらによる通常の修繕費の増が150万円、また当初予定をしておりました平井浄水場ほかの電気設備修繕の今年度点検による追加修繕分が108万2,000円、合計258万2,000円の増額となっております。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から13日までの6日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす8日から13日までの6日間は休会することに決しました。来る6月14日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは11日月曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時26分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

会議録署名議員 中 川 武 子